

原議保存期間	5年(平成37年3月31日まで)
有効期間	一種(平成37年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
殿
(参考送付先)
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁丙会発第30号
平成31年4月1日
警察庁長官官房長

警察庁会計業務改善委員会設置要綱の一部改正について(通達)

警察庁における会計業務の改善に係る各種取組については、「警察庁会計業務改善委員会の設置について(通達)」(平成30年4月2日付け警察庁丙会発第21号、以下「旧通達」という。)等に基づき推進しているところであるが、今春の組織改編に伴い、別添のとおり「警察庁会計業務改善委員会設置要綱」を一部改正したので事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

警察庁会計業務改善委員会設置要綱

1 設置

警察庁に、警察庁会計業務改善委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 任務

委員会は、行政事業レビュー、調達改善の取組等、警察庁における会計業務の改善に係る各種取組の推進を図ることを任務とする。

3 構成及び運営

(1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(2) 委員長、副委員長及び委員は、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 官房長

副委員長 政策立案総括審議官、企画課長、会計課長

委員 生活安全企画課長、刑事企画課長、組織犯罪対策企画課長、
交通企画課長、警備企画課長、外事課長、警備第一課長、
情報通信企画課長、警察大学校教務部長、科学警察研究所総務部長、
皇宮警察本部副本部長

(3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(4) 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(5) 委員会の庶務は、会計課において処理する。